

## 東成区地域生活支援システム「専門分野別実務者会議」設置要綱

### (設置)

第 1 条 東成区の地域保健・地域福祉全般に関する課題解決や情報共有を行うことを目的に、専門分野別実務者会議（以下「実務者会議」という）を設置する。

2 実務者会議は分野別に「高齢者支援」「障がい者支援」「子育て支援」「健康づくり推進」の 4 会議を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 実務者会議は、次に掲げる業務を行う。

(1) 区内の地域保健・地域福祉に関する実態を把握の上、課題集約を行い必要に応じ区政会議へ報告

(2) 区内の地域保健・地域福祉に関する情報交換

(3) 前各号に掲げるもののほか、区の地域保健・地域福祉全般に関する課題解決ならびに保健福祉サービス推進に必要な事項

### (組織)

第 3 条 実務者会議委員は、別表に掲げる組織等の代表者もしくはその職にある者とする。

### (議長)

第 4 条 議長は、委員の互選により選出する。

2 議長は、会議運営を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 実務者会議は、委員からの開催要請に基づき議長が招集する。

### (意見の聴取)

第 6 条 実務者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (守秘義務)

第 7 条 実務者会議の委員は、正当な理由なく、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第 8 条 実務者会議の庶務は東成区役所保健福祉課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、実務者会議ごとに議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

別表

**【高齢者支援】**

東成区医師会 東成区歯科医師会 東成区薬剤師会  
東成区北部地域包括支援センター 東成区南部地域包括支援センター  
東成区訪問看護ステーション連絡会 居宅介護支援事業者連絡会  
東成区老人クラブ連合会  
東成区社会福祉協議会（見守り支援ネットワーク）  
深江南総合相談窓口（ブランチ） 東陽総合相談窓口（ブランチ）  
東成区民生委員協議会 ひがしなりWELL-LINE  
東成区在宅医療・介護連携相談支援室

**【障がい者支援】**

東成区障がい者相談支援センター 地域活動支援センター（生活支援型）  
知的障害者相談員 身体障害者相談員 東成区民生委員協議会  
東成区歯科医師会 東成区社会福祉協議会（見守り支援ネットワーク）  
ひがしなりWELL-LINE

**【子育て支援】**

東成母子会 東成区食生活改善推進員協議会 東成区母と子の共励会  
主任児童委員 東成区子ども・子育てプラザ 東成子育て支援センター  
東成区社会福祉協議会（見守り支援ネットワーク）  
公立幼稚園 私立幼稚園 公立保育所 私立保育所（園）

**【健康づくり推進】**

東成区医師会 東成区歯科医師会 東成区薬剤師会 東成母子会  
東成区食生活改善推進員協議会  
東成区健康づくり推進協議会「すみれの会」  
介護予防講座修了者の会あしたば会 森ノ宮医療学園専門学校  
東成スポーツセンター